

平成30年度北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針

取組の趣旨

- 生産年齢人口が減少する中、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を果たしている建設産業の担い手確保・育成に向け、建設業等の働き方改革は急務となっている。
- 政府の「働き方改革実行計画」を受け、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、国交省では「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し取組を加速。
- 開発局では工事・業務の円滑な執行と品質を確保しつつ建設業等の働き方改革の実現を図るため、「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置し、以下の取組を推進。

取組（1）適正な工期設定・施工時期の平準化

①適正な工期設定

- ・条件明示を徹底し**必要な工期を確実に見込む**。
- ・条件変更等により工程に影響が及ぶ場合は、必要に応じて**工期の延長及び繰り越し手続き等の適切な処理を行う**。

②週休2日確保促進に向けた試行工事の実施

- ・緊急対応等の制約条件がある工事を除く**全ての工事を対象に、週休2日工事の試行を実施する**。
- ・契約後速やかに**受注者に対して週休2日の取組内容について説明を行う**。また、**休日に作業が発生するような依頼は行わない**等、円滑な実施となるよう配慮する。
- ・週休2日による施工の実施が確認された工事については、**工事成績評定に反映する**。また、**優良工事等表彰については、本取組の実施状況を含めて選考する**。

③余裕期間制度の活用

- ・**余裕期間制度について、積極的な活用を図る**。

④ゼロ国債等による早期発注等

- ・当初予算におけるゼロ国債の設定による早期発注や2ヶ年国債の設定により、施工時期の平準化を図る。

⑤発注者協議会の取組(品確法運用指針の施策促進)

- ・各発注機関の発注見通しを統合し開発局ホームページにおいて公表する。また、より多くの機関の参加が得られるよう働きかけを行う。

⑥設計業務等における適正な工期設定及び業務環境の改善

- ・**適正な履行期間の確保とともに履行期限を分散化し平準化を図る**。また、必要に応じて**履行期間の延長及び繰り越し手続き等適切な処理を行う**。
- ・**時間外の依頼はしない、依頼の期限日は十分な時間的余裕を持つ等の業務環境改善について、打合せ時に受発注者間で確認する**。

取組（2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

①社会保険の加入促進

- ・社会保険の法定福利費、安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、社会保険加入状況の調査等をもとに、業者に対する指導を行う。
- ・「建設業社会保険推進北海道地方連絡協議会」の関係者が情報を共有し一体となって社会保険加入推進の取組を実施し、加入の徹底を図る

②標準見積書の活用

- ・立入検査時に標準見積書等の活用状況を確認し、未利用の場合は、業者に対して活用の指導を行う。

取組（3）生産性向上

①ICTの全面的な活用

- ・土工・舗装工・浚渫工(河川、港湾、漁港)・基礎工(港湾、漁港)・ブロック据付工(港湾、漁港)におけるICT活用工事やCIM等、**ICTの全面的な活用を推進**する。

②全体最適の導入

- ・流動性の高いコンクリートの採用など**コンクリート工の施工効率化に資する工法を積極的に採用**する。

③書類の簡素化

- ・**工事書類について、関係団体との意見交換により改善の検討を行い、簡素化を図る**。
- ・情報共有システムの活用による効率化を図る。

④監督検査の効率化

- ・ICTや非破壊試験、映像記録等を活用し、監督検査の効率化を図る。

⑤普及促進

- ・i-Constructionの普及促進に向けて、受注者、地方自治体、職員を対象に講習会や研修等を実施する。また、関係団体との勉強会等他機関と連携した取組を推進する。

取組（4）下請契約における取引適正化

下請契約における取引適正化

- ・下請負人へのしわ寄せが生じないよう、関係団体との意見交換会や建設業法令遵守講習などを通じて、元請下請間の取引適正化の推進を図る。
- ・立入検査時に、取引の適正化に向けた指導を行う。

取組（5）その他働き方改革に資する取組

①建設業の若手・女性活躍応援の取組

- ・工事の総合評価方式において、**技術者育成型(若手・チャレンジ)、女性登用モデル工事、WLB認定評価型等の試行を推進**する。
- ・業務の発注において**若手技術者育成型、管理技術者未経験者育成型等の試行を推進**する。
- ・官民の女性技術者が視野や知見を広げ活躍できるよう**相互の交流支援**の取組を行う。

②現場環境の改善

- ・「快適トイレ」の導入等、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組を推進する。

③担い手確保

- ・やりがいや魅力を伝えるため学生や保護者を対象とした現場見学会等の取組を行う。

取組の進め方

- 受発注者間の円滑なコミュニケーションを図りつつ、各取組を積極的かつ適切に実施。
- 意見交換会やアンケート等で意見収集を行い、取組内容の見直し改善について検討。
- 現場レベルでの意識の浸透及び実施の徹底を図る。